

七大学若手会会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、七大学若手会（英語名称：Seven Universities Junior Association。以下、「本会」と称し、シンボルマークを七色の「G」字とする。七大学とは、北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学のことを指す。

第2条（目的）

本会は、第2章第4条に定義される会員同士の親睦交流を図り、七大学及びその関係同窓会と相互補完関係をとることにより、相互の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達するために、総会・交流会の開催、その他必要な事業を行う。

第2章 会員

第4条（会員）

1. 本会の会員は、正会員、賛助会員、名誉会員から構成する。

(1) 正会員：七大学の学位（学士号、修士号または博士号）を有し、または会長が特別に認定した七大学と縁がある者で、本会に参加する意思を表し、役員会で承認された年齢満45歳以下の者。国籍、性別、宗教、政見等は問わない。

(2) 賛助会員：本会に賛同する個人、法人であって、入会の意思を表し役員会で承認された者。

(3) 名誉会員：本会の事業に貢献した者、会長の推薦に基づき、役員会で承認された者。名誉会員の中から顧問、名誉会長その他を指名することができる。

2. 賛助会員及び名誉会員には、年齢制限を設けない。

第5条（会員運営の原則）

1. 本会では、七大学を除き、特定の個人または団体の利益の為の活動は一切行わない。

2. 本会では、政治・宗教活動、商品販売、勧誘目的での参加、並びに強引な勧誘その他迷惑行為を禁止する。違反した場合、役員会の判断により警告、退場、または除名する場合がある。

第6条（会費）

1. 正会員及び名誉会員の年会費は無料とする。

2. 賛助会員の会費については、個人は年1万円、法人は年3万円とする。

3. 前各項の規定は、会員に事業活動への参加費を徴収することを妨げない。

第7条（資格の喪失）

1. 正会員が年齢46歳に達した場合、または自ら退会を希望し、本会に通知したときには、正会員の資格を喪失する。また、役員会の判断により、除名または退会とみなすことがある。

2. 賛助会員及び名誉会員については、年齢制限の定めを除き前項に準じるものとする。

第3章 役員

第8条（役員）

1. 本会に、役員会を設置し、会長（1名）、副会長（若干名）、理事（若干名）、及びその他必要な役員を置く。

2. 役員は無報酬とする。但し、本会の目的達成のために要する費用は実費を支給することがある。

第9条（役員を選任）

1. 会長は、総会において、立候補した正会員の中から選出する。

2. 立候補には、役員会の推薦、もしくは過去2年間に若手会での幹事経験があり、且つ総会の22日前までに、役員2名以上を含む投票権を有する会員22名以上の推薦を得ていることを要する。

3. 副会長、理事等の役員は、会長が正会員の中から指名する。

第10条（役員の職務）

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。会長は役員会の任免権、本会の運営に関する全ての事項の最終決定権を有する。

2. 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて、会長の指定の下、会長職を代行する。
3. 理事等は、会長、副会長を補佐し、会務を処理する。

第11条（役員任期）

1. 会長の任期は4年とし、再任及び兼任を妨げない。任期中に退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
2. 会長の就任日は前任会長の誕生日とし、任期を選出後の翌年から計算する。会長が任期中に46歳の誕生日を迎えた場合、後任会長の選出は任期満了の年で行う。
3. 会長以外の役員は、任期中辞任や解任がない場合、46歳の誕生日を以て退任する。

第12条（役員会）

1. 役員会は会長が招集し、その議長となる。役員会は、原則半期1回開催する。また、必要に応じて臨時役員会を開催することができる。
2. 役員の処分等本会の運営に関する重要事項は、役員会での協議を経て会長が定める。
3. 役員職務遂行において、著しく本会の規律を乱し、役員として不適格な行為を行った者には、会長が注意、警告、解任等の処分を課すことができる。
4. 会長の解任は、役員会で役員数の4/5以上の賛成を得た上、総会にて決議を行う。

第4章 運営

第13条（総会）

1. 総会は会長が招集し、その議長となる。総会は、原則年1回開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
2. 総会は、次に掲げる事項を決議する。
 - (1) 会則の制定または改定
 - (2) 会長の選出及び承認
 - (3) その他、本会の運営に関する重要な事項の承認
3. 総会の決議は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

第14条（経費）

本会の経費は、会員の事業費及び賛助会員の会費、寄付金などを以て充てる。

第15条（会計）

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年間とする。

第5章 その他

第16条（個人情報の取得）

1. 本会は、事業の運営にあたり、必要な範囲で会員の個人情報を取得し利用する。会員から提供を受けた個人情報は、本人の同意を得た場合または法令の定めがある場合を除き、七大学及びその関係同窓会組織以外の者に対して提供しない。
2. 本会で行う事業において撮影した写真や映像等は、本会事業運営のため、各種媒体に掲載する場合がある。撮影した写真や映像等の著作権は本会に帰属する。

第17条（本会の解散）

本会を解散する場合、役員会にて決議の上、総会で承認を得なければならない。解散に伴う残余会務は役員会が処理する。

第18条（会則の改定）

本会則の改定は、役員会での決議を経て、総会で承認されなければならない。

（附則）

1. 本会則は2014年7月7日より施行する。
2. 2014年12月7日、2015年6月20日、2016年7月23日に一部改正。

補遺：本会のシンボルマーク「G」字。

